

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

まず、広域化するかどうかについての判断を今のところの案では21年度中にしたいというふうに事務局案ありますけども、私は、2年、3年とこういったものに時間かける必要はないかと思っておりますけども、その内容については非常に難しいというふうに認識しております。特に私ども西置賜についてはもう既に広域化を進めておりますので、やり方次第によっては消防本部置賜一本のものをまた新たにつくるとか出てくる可能性ありますよね。そうしたときに我々、二重投資しなきゃなりませんので、そういうような案でしたらとても乗れませんし、また議員ご指摘のとおり、西置賜の中でも本当に白鷹と飯豊と小国が同じ分署で人口規模が違うのに果たして、今15名ですか、それを維持できるかということもありますように、実際体制どういふふうになるのかということがある程度見えてこないと判断できないというふうに思っておりますので、これは慎重にしなきゃいけないと。ただ、計画では17年であります。

あともう1点が、手続的なものでありますけども、まず、これは置広というのが幸いにして担当者レベルでの担当主幹会があります。そして私どもの方から強く言ったのは、参与会ということで各市町の副市長、副町長さんでの参与会があって、そして我々理事会と、それぞれの段階で詰めていくような形で行いますので、住民の意向というのは、それぞれの町長さん、市長さんが責任を負うべきものと思っております。ですから推進室でそれぞれを説明して回って住民から意見を吸い上げるというものではない、いわゆる市町村合併と同じような手続を踏むものであろうというふうに私は思っております。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 今、答弁いただきました。これからまだ時間、タイムラグがあります

から、また何回かお聞かせをいただくことになると思うんです。ぜひ私は慎重に、これは対処をしていただきたいと思います。

残った問題については、後日の総括質疑の中でさせていただきます。

終わります。ありがとうございました。

藤原民夫議員の質問

○佐々木謙二議長 次に、順位4番、議席番号12番、藤原民夫議員。

(12番藤原民夫議員登壇)

○12番 藤原民夫議員 私は、通告しております1点について、市長、市民課長並びに税務課長に質問を行いますので、明快なご答弁を求めらるるものであります。

質問のテーマは、親が国民健康保険税を滞納しているために保険証を取り上げられ、資格証明書が交付されて無保険状態となっている世帯で中学生以下の子供たちが医療から排除されているという実態と、その解決策についてお尋ねをするものであります。

厚生労働省がこの10月30日公表した国民健康保険の資格証明書の発行に関する調査では、このような無保険状態になっている中学生以下の子供が9月15日現在、全国で3万2,903人に上ることが明らかになりました。病気にかかりやすい子供がいる世帯であっても、お構いなしに罪のない子供たちが医療から排除されているという実態が浮き彫りとなったのであります。

11月14日の毎日新聞、こう書いております。「記者の目」という欄ですが、「保険証ないねん、先生、湿布くれ」、保健室に来た小学生6年生の男児から大阪府の養護教諭が聞いた言葉だ。親が国民健康保険の保険料を滞納して子供

への保険給付がとまり、医療費の全額自己負担を迫られて病院へ行けなくなっていた。こうした無保険の子供が全国で3万2,903人に上ることが厚生労働省の調査でわかった。厚労省は市町村へ滞納世帯からの子供に関する相談によく応じるよう通知したが、受診から遠ざけられていることへの対策としては不十分で、子供には無条件に保険証を交付するよう制度を改める必要がある、このように報道をしているのであります。

政府、厚労省の調査、ただいま記事にありましたように、平成20年9月15日現在で国保税を滞納して1年以上、特別な事情もなく滞納して資格証明書を発行されている世帯数は全国で33万1,000世帯ということであります。このうち保険証を取り上げられた世帯の子供は3万3,000人、年代別に見ますと、ゼロ歳から6歳が5,522人、小学生が1万6,327人、中学生が1万1,054人ということであります。

長井市の場合、この調査によりますと、国保税を滞納している世帯は398世帯で、これは加入世帯3,963世帯の約1割に当たるものであります。このうち資格証明書を発行され、国保証を取り上げられた世帯が88世帯あり、その中で子供のいる世帯が8世帯、9人となっているのであります。また、資格証明書を発行する前に長井市が滞納世帯に対してとった対応は、文書や電話による催促や訪問、休日の電話催告や訪問、時間外の電話や訪問などを行うわけですが、文書を送りつけただけとか文書での催告だけで資格証明書を発行したなどというマスコミの自治体への批判報道とは違って、長井市の場合、他の市町村などには見られない市民に対してきめ細やかな対応をして、その後、滞納者と接触を図る取り組みを行っている。こういう職員の姿が調査表の結果からうなずけるものでありまして、この点については心から感謝を申し上げます。

国保税を1年以上滞納している世帯のうち、支払いが困難な特別な事情がないと市が判断した世帯に対して国保証の取り上げと引きかえに発行される資格証明書は、市町村に発行が義務づけられた2000年以降、大幅にふえているのであります。この資格証明書では保険がきかず、医療機関の窓口で医療費の全額、つまり10割負担であります。これを支払わなければならないのであります。このため受診抑制あるいは治療の中断などが起き、深刻な問題となっているのであります。

政府、厚労省は、「保険料を滞納した場合でも特別な事情を考慮する」などと強調してきました。また、「資格証明書の発行は滞納者と接触の機会をふやし、保険料の納付を促すというねらいもある」と言っているのであります。厚労省は今回の調査で地方自治体が滞納者に対してどのように接触しているかを調査しているようであります。この全国の調査から見れば、休日の電話催促や訪問をしている自治体は22から26%、時間外で対応しているのは55%、圧倒的多数は文書の催促で88%、また電話での催促が67%であります。これを見ますと、「資格証明書の発行が滞納者との接触機会をふやす」という厚労省の言い分が成り立っていないことを示しているわけでございます。同時に、住民の運動によって子供のいる世帯への資格証明書の発行を取りやめる自治体や、資格証明書の発行そのものを中止した自治体も生まれているのであります。

市民課長に次の2点についてお尋ねをいたします。1点は、住民の医療を受ける権利を奪う資格証明書の発行という制裁手段は直ちにやめるべきではないかというふうに考えますが、担当課長としてはどのようにお考えか、見解をお尋ねするものであります。2番目には、やむなく発行する場合でも滞納者への訪問等による状況の把握をしっかりと行って、経済的な問題な

+

どで滞納している方、また子供や病人のいる世帯には発行すべきではないと考えますが、市民課長の見解を尋ねるものであります。

子供の無保険問題について市長にお尋ねをいたします。滞納は保護者の事情に起因するものでありまして、子供には何ら責任がないことから、18歳に到達する年度末までの子供には資格証明書または短期証を発行すべきではない、このように思いますが、市長はいかがお考えか、お尋ねいたします。

市内に住む自営業の男性は、こう語りました。「せめて罪のない子供には保険証を出してほしい」。この自営業の男性は7月に国民健康保険証を取り上げられ、資格証明書を渡されたというのであります。男性の話では、6月に収入が減り、国保税などの滞納分が払えなくなったためです。うちには妻、高校生の長男、中学生の長女との4人家族です。7月中旬の夜、長男が突然40度の高熱で苦しみ始めました。家族は徹夜で看病し、朝一番で病院に連れていきました。血液検査の結果は麻疹と判断されました。抗生物質や解熱剤を処方してもらいました。診察代は約1万7,000円、保険証がないために窓口で全額支払わなければならなかったと。その後、3回の通院も全額その場で負担ということであったそうであります。さらに長女もその後、麻疹にかかり、3回の診察は全額自己負担、2人の治療費は合計で4万円以上になったということであります。男性は、「子供はいつぐあいが悪くなるかわからない、不安でしょうがない、子供が人質にとられているような気持ちになる」。こう訴えておるのであります。市長にお伺いいたしますが、この親の訴えにどのようにこたえられるのか、お聞きをいたします。

平成20年9月15日現在で厚生労働省が行った全国調査に資格証明書の発行に関する調査があります。市長にお聞きをいたします。この調査によりますと、資格証明書を交付された保険証

のない世帯は長井市の場合、88世帯となっております。うち子供のいる世帯数は8世帯、9人となっております。その9人全員が中学生であります。中学生は学校の修学旅行などでも健康保険証を出せなくて肩身の狭い思いをしなければならないのではないのか、子供の命や健康よりも国保財政を優先させるという国や自治体の姿勢でよいのか、市長の見解をお聞きするものであります。

また、子供のいる世帯への資格証明書の発行を取りやめる自治体や、資格証明書の発行そのものを中止した自治体も全国では生まれておるのであります。国民の医療を受ける権利を奪ってしまう資格証明書の発行という制裁手段は直ちにやめるべきだと考えるものであります。国や県へこのような意見を申し上げるお考えはないかどうか、お聞きをいたします。

同時に、この調査の中で、資格証明書を発行する前に滞納者と接触を図る取り組みという項目があります。この項目の設定は、資格証明書の発行は、滞納者と接触の機会をふやして保険料の納付を促すというのが口実だからと言われております。厚労省は今回の調査で、地方自治体が滞納者にどのように接触しているかを調査したのであります。休日の電話催促や訪問している自治体は22から26%、時間外で対応しているのは55%程度でした。圧倒的多数は文書を送りつける催促88%、電話での催促は67%という結果でありました。「資格証明書の発行が滞納者との接触の機会をふやすという厚労省の言い分が全く成り立っていないことを示している」。このようにマスコミから批判の声が聞かれるのであります。

なお、このたびの調査表から感じた私の感想は、「病気になりやすい子供がいる世帯であってもお構いなしに保険証を機械的に取り上げる」というマスコミ批判のある中で、長井市では滞納者と接触を図る取り組みの中で文書通告

や電話催告、訪問など、いわゆる保険証を機械的に取り上げるという構えではなく、さらに休日電話催告、休日訪問、時間外電話催告、時間外訪問など他の市町には見られない積極的な取り組みがなされているということは、先ほども申し上げましたが、まさに胸が熱くなる思いを感じたものであります。

そこで税務課長にお尋ねいたしますが、資格証明書を発行する前に納税者と接触を図る取り組みについて、また取り組んでみての感想といった、また子供の無保険証の問題などについて答弁を求めるものであります。

保険証の取り上げは医療を受ける権利を奪うということであり、憲法25条で保障している生存権への重大な侵害だと思っております。子供のいる世帯だけではなくて、すべての生活困窮世帯への保険証の取り上げを中止する、これを直ちにやるべきであると思っております。こういう事態を生んだ大もとには、国民健康保険の保険税が高過ぎることがあると思っております。支払い能力を超えた高い保険税が押しつけられている実態があるのではないかと、このように思うのであります。

私の知り合いが大阪市に住んでおりますが、聞いてみますと、年間所得280万円の4人家族で、両親は30代の自営業、子供2人暮らし、それに年間40万8,460円もの国保税が課せられるということでありまして。とても払えるものではないと、この方は愚痴っておったのであります。国保は自営業者のための保険として出発しながら、非正規雇用の労働者や失業者の人たちが大量に入ってきて低所得者の比率が高くなっております。それに加えて1984年以降、国は国保に対する責任を放棄して国庫負担を削ってきたのであります。このため保険料、保険税が高くなり過ぎているのであります。18.5%の世帯が保険料を払えないという現状は、もはや制度自体の破綻を示しているというふうに私は考えるも

のであります。

私たちは、政府に対して毎年、自然増分から2,200億円削減してきた社会保障費をもとに戻して、高過ぎる国保税を引き下げることが緊急課題として要求しているものであります。つまり1984年に行われた国保に対する国庫負担の削減をもとに戻して払える水準の国保税にしていくことが今こそ必要なのではないかと、内谷市長は、政府の行ってきた国庫負担の削減という社会保障への大なたを振るってきた政策に対してどのようにお考えなのか、同時に、その大なたの前で財政の面でも制度の面でも苦しみ、もがいている市民をどのように救済していこうとなされておられるのか答弁を求めまして、私の壇上からの一般質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 藤原民夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、議員の方からは、大変重要なこういった課題についてご指摘、ご質問いただきまして、まことにありがとうございます。

現在の長井市の現状でございますが、子供のいる滞納世帯に対する国民健康保険の資格証明書の発行につきましては、納税相談などで該当者の状況を把握しながら措置審査委員会に諮って、やむを得ない場合に交付を行っているところでございます。議員からご指摘ありましたように、これは子供たちには責任はないわけでありまして、そういった意味から、もし仮に資格証明書ということから医療にかかれなくて大変な事態に陥ったということはあってはならないことであるので、そういった意味で、これからはよりきめ細かな対応が必要であるということで、短期被保険者証などを活用して世帯の状況を把握し、対応をしていかなきゃならないというふうに思っております。

長井市の財政状況は、なかなか国保会計を別

といたしまして厳しい状況でございます。もちろん国保についても、基金の方もだんだん少なくなっておりまして、先の見通しとして予断を許さない状況にありますけれども、だからといってそういった世帯への配慮が欠けてはならないというふうに思っています。やはりセーフティネットということから子供たちの対応については十分な対応をとっていきたいと思います。

なお、私は、将来、財政状況をよくいたしまして、市内の小中学生の医療費は無料にするというような対応を何とか早く実現したいものだと、それは私の目標でもありますし、そういった意味から、平等性の上からはいたし方ないケースが今まであったかもしれませんが、やはりそういった配慮を今後とも行っていくようにしてまいりたいと思います。以上でございます。

○佐々木謙二議長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 藤原議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、短期被保険者証、それから被保険者証の資格証明書の交付につきましては、これは国民健康保険法の規定に定められておりまして、長井市ではそれをもとに実施要綱、それから交付基準を定めておりまして、先ほど市長からお話ありましたように、措置審査委員会の審査を経て交付することになります。お話ありました子供のいる世帯に対する資格証明書につきましても、滞納者が1年以上保険税を納付しない方については該当になりますが、乳幼児につきましては、福祉医療により資格証明書の交付ではなく、一般被保険証を交付しているところがあります。しかし、先ほど滞納者の病気の場合はどうするんだというようなお話がありました。資格証明書交付世帯におきましても、ご家族に高額な医療を継続して受ける場合や入院を要する高額な医療を受けなければならない場合は短期被保険者証を交付しておりまして、配慮をしているところでもあります。

なお、措置審査委員会の審査に当たりましては、先ほど市長からもありましたが、厚生労働省の保険局国民健康保険課長から子供のいる滞納世帯に対する資格証明書の交付に際しての留意点というような通知が来ておりまして、それによりますと、子供のいる滞納世帯については機械的な運用を行うことでなく、短期被保険者証を活用して世帯状況を把握をするような対応を検討したいというふうに思っております。

なお、資格証明書をやめるべきでないかというようなお話がありましたが、あくまでも資格証明書の交付につきましては、納税相談、それから納税指導に全く応じない方または十分な負担能力があっても納付を行わない方などを十分に審査した上で証明書を発行して納付を促しているところでもありますので、一定の資格証明書の交付についてはやむを得ないものというふうに思っております。以上です。

○佐々木謙二議長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 藤原議員のご質問にお答えをしてまいりたいと思いますが、藤原議員の質問の中でいろいろな数値が出ましたので、賦課をし、徴収をしている仕事を預かっている責任者といたしまして最新の数値を最初に申し上げてみたいと思います。

11月末現在におきます長井市の全世帯数は9,694世帯でございまして、うち国民健康保険に加入されておられます世帯は4,288世帯でございまして、44.23%になろうかと存じます。滞納のため何らかの措置対象となっておられます世帯は、そのうち384世帯でございまして、8.95%程度だと計算で出ております。その384世帯について措置の重い方から内訳を申し上げたいと存じます。国民健康保険者証の差しとめをしている世帯はございません、ゼロ世帯でございまして、2番目に、被保険者資格証明書を交付している世帯が85世帯でございまして、ご質問にもありましたが、そのうち6世帯で中学生8

名が該当しておられるということでございます。次に、短期保険者資格証明書の交付世帯は201世帯でございます。4つ目といたしまして、一般被保険者証の交付が98世帯、合計384世帯となっております。

この国民健康保険に加入されている方というのは、職場の健康保険に加入されている方または生活保護を受けている方以外についてはすべての人が国民健康保険に加入することになっており、おおよそ次のような方が国保に加入されてございます。自営業の方、農業や漁業に従事しておられる方、パート、アルバイトをしていて職場の健康保険に加入されていない方、退職などで職場の健康保険をやめられた方、外国人登録をされておまして日本に1年以上滞在することになる方などが加入することになるわけでございますが、どちらかといえば担税力の弱い方のパーセンテージが高いのかなと、こんなふうに思っております。

また、質問でもありましたが、これも昔から言われておまして、そういう弱い方のパーセンテージが高いにもかかわらず税額に割高感があると。このようなことで滞納が根底に流れているといいますか、基本にそのようなことがあるために滞納につながる率も高いのかなと、こういうふうにも思っておるところでございますが、一生懸命納税を促してはいるものの、全くこちらを見ない方も市民の中でおられるということもはっきりここで申し上げておきたいと存じます。

それから、本来のご質問の趣旨だったかと思いますが、近年、非常に自治体、地方公共団体の職員が減っておりまして、手数が少ないために臨戸訪問をする物理的人数が少ないというふうなことから、どうしても電話・文書催告ということで、訪問型から来庁していただく型に移っていると、これが全国的な傾向であるということもご理解いただきたいと思います。答弁に

なったかどうかでございますが、税を預かる立場として、先ほどのご質問には、以上お答え申し上げたいと思います。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 答弁ありがとうございます。今、市長からも答弁いただきましたが、子供には何ら責任がないというふうなことでありながら、資格証明書をうちの人が発行されるというふうなことで、なかなか病気に罹ったりすると大変な思いをしなければいけないというふうな状況について話がありましたし、また同時に、税務課長からは、そういった状態に至るまでの市の対応についてご答弁をいただいたわけでありまして、

厚生労働省が20年9月15日現在で全国的に行った調査があるんですね。資格証明書の発行に関する調査というものがあって、これ新聞でも大きく取り上げられましたし、私もいろいろ資料を求めまして、市町村の保険者別の数字もいただきました。今、これは9月15日現在であります。税務課長の答弁ですとそれよりさらに新しい数字でありまして、被保険者資格証明書を交付された世帯、このときは88世帯でありまして、先ほど申し上げましたように、それには中学生を含む9人の子供のいる世帯が入っておったというふうなことで、その中で子供がいる世帯に対する特別な取り組みというふうなことでいろんな施策を行っているところが、県内の状況があります。

天童市、川西町では、担当課と教育委員会、福祉事務所等との情報を共有しておると、子供がいる世帯に対する取り組みを進める上でそういったことをやっておられる。それから西川町、高島町、白鷹町、遊佐町では訪問等による健康状態等の実態把握を行っておると。それから医療給付状況の把握ということでは、三川町が単独で行っている。それから特別の納税相談を実施しているところが東根市、大蔵村であ

+

ります。これはもっともダブっているところは書かないのかどうか分からないんですが、長井市は乳幼児医療等の福祉医療受給者を交付対象から除外しているということで、長井市だけでなく、新庄、寒河江、山辺町、川西町と、このようになっております。

あるいは、ついでに審査会での判断で福祉医療受給者は考慮すると、子供のいる世帯に対してですね、これが東根、尾花沢だと。あるいはまた未就学児のいる世帯を交付対象から外していると、これは新庄市の状況のようではありますが、税務課長にお聞きいたしますが、長井市で行っている乳幼児医療等の福祉医療受給者を交付対象から除外しているという、この内容についてもう少しお聞きをいたしたいと思います。

○佐々木謙二議長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 私の方からお答え申し上げたいと思います。

就学児前までの、6歳になるわけですけども、その幼児の方につきましては福祉医療の関係で資格証明書の発行を行わず、一般被保険者証を交付しているところがございます。以上です。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 こうした子供のいる世帯に対する、いわば特別な取り組み、これを県内各地でいろんな形で実施しておられるというふうなことは、やはり国保の滞納と、子供がそこに住んでいるということとはまた別の問題でありますので、各自治体でそれぞれ取り得る施策を子供のいる世帯に対して、ぜひとってもらいたいというふうに思うわけであります。それで無保険の世帯をそういう形でぜひなくして、無保険の子をつくらないというふうな努力を県内の各市町村共同で、いろんな形でやってもらえれば非常に助かるのではないかというふうに思っております。

私の資料では、宮城県からいただいた資料がありますが、国民健康保険の資格証明書の発行

によって無保険の子をつくらないというふうな努力をやはり宮城県内でもいろんな形でしているようでありまして、宮城県の国保医療課の課長補佐は、国保料の滞納者の保険証を取り上げないようにするには国民健康保険法の改正が必要であって、こういったものがなければ我々独自でやることができないんだと、しかし、厚生労働省からは、子供のいる世帯には短期保険証を発行するようというふうな、この厚生労働省の指導は出てはいるんだというふうであります。しかし、やはり病院の窓口では10割負担をしなければいけないのかというふうにただしたところ、市町村の窓口へ相談に行ってもほしいということで県の方では振ってよこしたというふうなことでありましたので、やはりその辺は、県と市ともっと歩調を合わせながらこれをやるべきじゃないかなというふうに私もつくづく感じてきたわけであります。

子供を人質にとらないでほしいというふうなことで、千葉県の人からも話を聞いたんですが、千葉県内では保険証のない子供が約3,300人、880世帯で3,300人の子供がいるというふうな数字、これは1つの学校に保険証のない子供が四、五人いるというふうなことに我々なるんだと、それで修学旅行に行ったときには保険証の出せない子供が肩身の狭い思いをすると。やはり子供たちの命や健康よりも国保財政を優先するんだというふうな国とか自治体の姿勢を変えるべきではないかというふうな話を口酸っぱく言っておりましたが、こういったことについて市長、どのようにお考えか、この子供の世帯についてですね。先ほども話をいただきましたが、こういった具体的な数字の中で、どのようなお考えのもとに国保について施策をとっておられるのか、ひとつお聞きをいたします。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

国保税の対応ということもありますけども、

私は先ほど高橋孝夫議員からのご質問の中でも実は答えたかったんですが、例えば市の中で今回の国保税に限らず、妊娠から保育園、児童センターあるいは小学校、中学校、この義務教育までを一貫して子育てを支援するというような体制をつくっていかなくちゃいけないんじゃないかと。ですから国保だけじゃなくて、本当に子供を安心して長井では少なくとも義務教育の間までは産んで育てられるという体制を考えなければならぬ。ですからそういった意味では、国保の滞納家庭であってもお子さんがいる家庭については配慮をして、地域で子供を育てるんだという考え方でやっぱりいかなければならぬというふうに思ってます。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 きれいな言葉だけでなく、具体的な施策としてどのような施策をやるべきであるのかというふうなことが今まさに求められておるわけでありまして。それはそれぞれの形で、まちづくりの中で今、市長がおっしゃられたような体制をとって進めるのは、これはもちろん進めなければいけないことであるけれども、しかし、長井市を背負って立つ、こういう子供たちですね、これに無条件にこういう政策の状態の中で押し込められている、大変我々大人には考えられないような苦しみを与えている子供たち、これを解放するためには、1つには、やっぱり健康が何よりも大事な問題でありますから子供には無条件に国保証を交付すべきではないかと。

つまり私はそこを言いたいわけでありまして、子供には罪がないわけですね、大人の結局こういうふうな施策の中で子供は苦しんでいるというふうな状況ですから。しかし、やはりこうした子供を長井市では育てていくんだというふうな、この基本的な姿勢ですね、それを全国に示していく必要が今こそあるのではないかと。これは自治体でなければできないわけですし、そ

れは厚生労働省からいろんな横やりもあろうかと思えますけれども、しかし、やはりここを市民に訴えて了解を得る、あるいは支援を得るというふうな行政のあり方ですね。そうした努力の中で、今本当に大変な苦しみの中にある、これは子供だけでなく、もちろん雇用の大変なふちに落とされている今の状況の中で、しかし、やはり子供を守っていくという、この姿勢を貫くために無条件で保険証を交付するというのが今必要ではないかと。

この前、11月14日の毎日新聞でも「記者の目」という記事の中に、やはり国は収支改善というふうな一辺倒の行政を見直して、子供に無条件で保険証を出すには自治体頼みだけではなくて、そうすると、地域格差を生むだけになると。まず保険証を交付して、そして児童福祉法にある国及び地方公共団体は児童の保護とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うという基本的な原則を打ち出しておるわけで、これに従う、それにのっとった行政を進めていくという方向で、すぐにはできないとしても一つの方向性を持って当たっていくというふうな考えについてはどのようにお考えか、お聞きをいたします。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

まず、市といたしましては、先ほど申し上げましたように、子育て支援というもう少し大きい範疇の中で政策的に考えていきたいと思っております。当然国の施策も期待しているところであります。そんな中で、じゃあ、現実的にそんな言葉だけじゃなくて、何するんだということでもありますけれども、先ほど申し上げましたように、短期被保険者証を発行させていただいて、資格証明書は出さないという方針でいきたいというふうに思っております。

それと同時に、そうはいってもやはり子供がいる家庭だから保険税を払わなくていいという

わけではありませんので、もっともっと保険税を払いやすいような取り組み、例えば藤原議員も多分国民健康保険税を納めていただいていると思いますが、なかなか8回では納めにくい、非常に高額であります。それは私も身をもって経験しておりますので、それを手続上はなかなか難しいんですけども、せめて9回にするとか、あるいは同じように市民税ですね、あるいは固定資産税も4回のところを5回とか6回とか、そういうふうにして少しでも納めやすいような、そういった今度は税の方のあり方なんかも検討しなきゃいけないと思いますし、やはりいろんな多面的な考え方でこれは対処していかなければならない、これが現実的な課題だと思います。そして究極的には、目標として、やっぱり市内の中学生以下までは医療費無料とするような、そういった財政力を備えられるように頑張りたいというふうに思っております。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 大変積極的なご答弁をいただきまして、短期保険証の交付をとりあえずまずやって、資格証明書を出さないという方向で施策を進めてまいるというふうな市長からの決意を今お聞きしたということで、ぜひこの問題についての積極的な前進をよろしく願いをいたすということで、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○佐々木謙二議長 ここで暫時休憩いたします。
再開は、3時10分といたします。

午後 2時49分 休憩

午後 3時10分 再開

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

竹田博一議員の質問

○佐々木謙二議長 順位5番、議席番号1番、竹田博一議員。

(1番竹田博一議員登壇)

○1番 竹田博一議員 お疲れのところ本日の最後の質問ですので、よろしく願いいたします。私は、通告している2点について質問させていただきます。

1点目は、地上デジタル放送について、市長並びに企画調整課長にお伺いいたします。

ご存じのとおり2011年7月から完全にアナログ放送から地デジ放送に切りかわります。その理由とは、電波の有効利用が目的だそうです。通信や放送などに使える電波は無限ではなく、ある一定の周波数に限られています。現在の日本では使用できる周波数に余裕がなく、過密に使用されています。デジタル化すれば大幅にチャンネルを減らすことができ、あいた周波数をほかの用途に有効利用が可能となります。デジタル放送は、従来のアナログ方式と比べてより高品質な映像と音声を受信することができる新たな放送です。地デジの特徴は、ゴーストがなくなり、デジタルハイビジョンが楽しめ、またチャンネルを分割して2ないし3番組の同時放送も可能です。字幕放送や解説放送、音声速度も変えられ、いつでもニュースや天気予報などの情報が見られます。また行政サービスへの適用で介護サービスの申し込みや各種公共施設などがテレビを通して行えるようになり、うちをいながら各種行政サービスの手続を済ませることが可能となります。

地デジを見るために必要な条件は、1つ、地デジの対応可能なエリアであること、2つ、UHFアンテナの設置、3つ、地デジ対応テレビ